

人も自然も揃った大大阪

水利を圖ることが大阪の生命

眞田秀吉氏

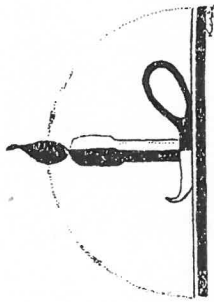
大阪は土質が根本的に、ので都市計畫上、天恵の地である上に人間が智、算盤的に早判りをして東京のやうに下らぬ屁理屈を突っ張るうちに實行から取りかゝるさいつた風に自然も人も好條件を備へてゐる點が他の五大都市などで十年かゝる仕事を一年で片付けて仕舞所以であらう。東京などは寧ろ上等の人物揃ひで、差當り大阪市の各部の名稱からして各局と呼ぶ程、局長なる者には夫れく博士級。人物が納まつてゐるがそれだけ融通が利くといふのか野心があるのか盛んに交替して席暖まる暇なしの状態である、それで市政が振はないのであるから不思議はない、幾ら人物の才能に申分がないと云つても不勉強家では自己の天分を持って落第するやうな醜態を見ることもあるから寧ろ頭は悪くてもコツく不勉強して呉れる者に越したことはない、

殊に市政は百年の計を樹て、進むべきであるから系統的に繼續する可能性を持たすためにも其當局者の熱心な研究と努力に俟つべきものが多い、この點から大阪市の當局者が自己の全能力を捧げて専心努力するやう可成の優遇を受け且つ政争や仕事の障害を招くやうな誘惑に煩されないのは實に喜ばしいことと思ふ。

大阪人が水都としての特質を發揮して昔から水運の便の利用に専心するのみに相對して東京では河さへあれば埋立てやうとする河を殺すの活かすの異ひであるがこれが總て都市を活かすか殺すかの異ひになつて来る。水運の便は都市の膨脹と共に益々利用されなければならぬ、鐵道、自動車等便利な交通機關が出来ても水運の便が矢張り重んぜられるのはその天恵を利用する經濟的な頭から來てゐる、事實水運に依れば

鐵道や自動車の何十分の一の經費で濟む、従つて鐵道の代りに運河を引張る方が安上りであり、運河が通すればこれに添ふて工場が建つさいつた風に商工業の發展を助けることになる。

大阪の都市計畫に依ると新澁川の水を神崎川に通じ毛馬開門のやうなのを北部にも設けるさうだが誠に結構な考へである、斯様に水利の便を縱横に得てゐる大阪の水の流れを水利に鎮された京都が巧く利用しやうとして近頃計畫してゐるのが淀川運河である計畫地域は兩府兩都市に跨るので從來とても兎角、府市は事業上の對立で面倒なのがその上二重の競争になつて當然、一人勝手な註文が出るだらうそこは何れにも關係のない内務省土木出張所などの公平な第三者が仕事に携はることはなるだらうが政府の方は金さへ提供して呉れるならお膳立ては何時でもする、その代り内部まで立入つての老婆心は持合はさないから市がドン／＼氣ついたらまゝ行ればよい、特に水都として誇るべき歴史を持つ大大阪市は時勢の進運と共に此の特質の發揮に警戒の眼を緩めてはならない。(談)



市民講座

話の負擔者受益

伊東俊雄

都市計畫事業の進行に伴つて、吾大阪市内に於てもだん／＼新しい道路が出来、舊來の狹隘い路が取撤げられ、或は從來雨天の折なきには特に困難を極めてゐた惡路が美しく舗裝され、下水道が布設される云ふやうに着々都市としての施設を整へ、次第に大大阪の面目を改めつゝあることは、我々市民が日常到る所で親しく見聞する所であります。

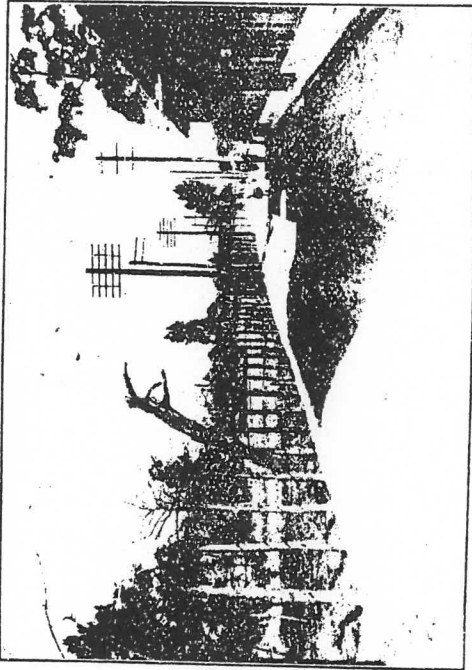
斯様な設備や改良が行はれることは、素より大阪市全體の向上であり、市民全般の利益となることは申す迄もないことではありますが、就中特に著しい利益を蒙るのはその沿道地區の住民や、其地に土地家屋の如き財産を所有する人々である其等の人々は之等の事業に因つて多大の利便を享けるに同時

に自己の富を増大する。一例を擧げるならば最近上本町六丁目から東成區大今里町に通ずる所謂鶴橋線の一部が開通して交通の利便を増すと共に附近一帶の地價は一躍して昂騰した沿道地主の言に従ふも、開通前の價格に比して一坪に付、少く共五十圓以上の騰貴を見てゐるものことである。従つて其の附近に存在する店舗其他の營業等も之に伴つて多大の利便と収益を増してゐることは勿論のことである。又路面を舗裝すれば必ず其の道路の交通量を増大する——延いては其土地の價値を高め、營業は繁昌する、之は實例に徴して疑なき處である、受益者負擔は斯の如く都市計畫事業の執行に因り特に著しい利益を受ける者が、その費用の一部を負

擔するこいふ制度であります。適宜に計畫され、有能に構築せられた公共施設は少く共、其の費用と同等の利益を該公共団体に與ふるものである、然し此の利益が全市に對して公平に分配されることは稀であつて、多くの場合に於て或る地區は其施設よりする利益を他の地區より多大に享くる結果に至るとは實に止むを得ない、斯の如き場合に於て受益者負担制度に據るに非ずんば市全體の費用を以て或る一部者に特別な利益を與ふることとなるのであります。以下大阪市に於て實施する其の賦課方法の極めて概要を述べますれば

道路を舗装する場合

には該工事費の半額を、その道路の兩側各二十間以内の土地所有者——例外後述——に賦課するのであります、但しその舗装すべき道路が相當に廣い場合に其の費用の半額を沿道者に受持たせるときは、時として負担額が大に過ぎる



場合を生ずること云ふ點を參照して、幅員六間以上の道路の場合には六間幅の道路と同一の負担額に止めます。而して此

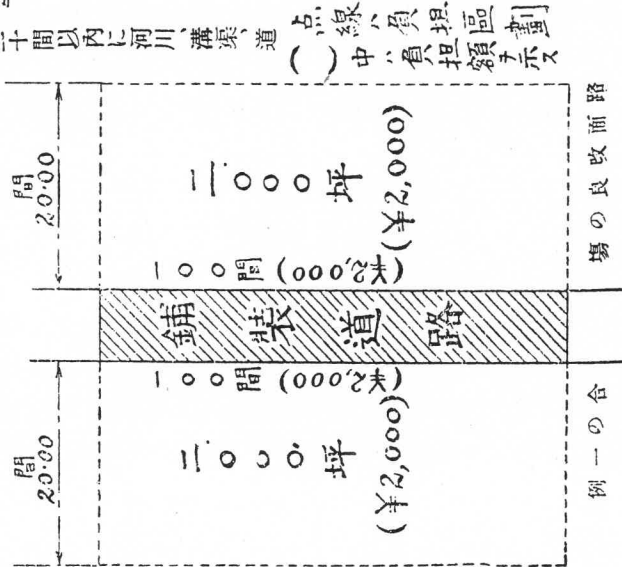
金額の半額を沿道の間口の長さ、残りの半額を奥行二十間以内の面積に比例して割當てる、換言すれ該舗装工事費を道路兩側の間口で四分ノ一、面積で四分ノ一、即ち合計して二分ノ一を沿道者が特に負担し残りの二分ノ一を開市民全體が負担しやうと云ふのであります。

前之を數字を以て述べまするこ、今茲のに左圖の如き延長百間の街路を舗装し其の工事費一萬六千圓を要したものと仮定する、然る時は片側の負担額は四千圓(兩側で八千圓)で其の半額の二千圓は間口の長さに比例し、(即ち此場合は一間に付金二十圓の割)他の半額二千圓は奥行二十間内の面積に比例して(即ち此場合は一坪に付金一圓の割)負担するのである。故に今此道路に接して間口

三間半面積六十坪の土地を所有する者の負担額を計算するこ

$$\begin{aligned} \text{間口} & \times \text{間口} = 3 \times 3 = 9 \\ \text{面積} & \times \text{坪単価} = 60 \times 100 = 6000 \\ \text{負担額} & = 9 \times 100 = 900 \end{aligned}$$

なるのであります。若し奥行二十間以内に河川溝渠道路其他土地の土地利用を區分する地物がある時には、之を以て負擔區劃の限界とするのであります。が負擔額に就ては矢張り奥行廿間として計算しますので、之が爲に他の者の一坪當り負擔の割合が増大するこはありませぬ。その他二線以上の負擔金の重複する土地——例へば角屋敷で双方の道路を舗装した場合の如きは、其の負擔金の一部が免除されるこになつて居ります。



年以上の期間の定めある地上権、永小作權及賃借權の存する有租地の場合には地上投者、永小作人及賃借人が、又公用若くは公共用に供せられてゐない無租地の場合には期間の長短に拘らず其の地上権者、永小作人、又は賃借人が納付せねばならぬこ、なつて居ります。

舗装種別	坪當單價
木塊	約四二・二〇
シートアスファルト	二六・〇〇
板石	四四・〇〇
塊土	一七・五〇
アスファルト	三八・七〇
塊土	二九・四〇

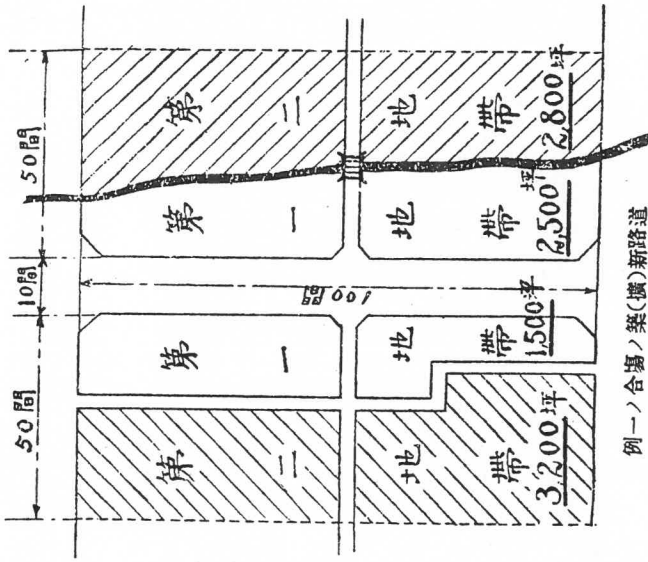
(道路側溝石區劃石工亦敷テ含ム)

扱て此負擔金を納付すべき者は前述べた如く原則として該工事に着手した當日現在の土地所有者であるが、但し其の土地に質權が設定してある時には質權者、事業着手の時から十

道路を擴張又は新設する場合

には道路の兩側各五倍幅の土地——即ち十間道路の場合ならば兩側各五十間迄の土地が負擔區域となるのであります。

而して此場合の受益者の負擔すべき額は、道路新設の場合
は工事費の三分の一、擴張の場合は四分の一で（擴張された
道路が舊道路幅の三倍以上となるときは道路新設と看做され



例一ノノ合場ノ築ノ築(擴)新道路

ます) 前述の負擔區域を、道路からの遠近又は地物の存在等
新築道路から享ける利益の厚薄に依つて一又は數箇の地帯
に分ち、一定の割合を以て此負擔金額を配分する。斯して新

道路に接する地帯では、道路舗装の場合と同様、その配分さ
れた額の半分を間口の長さに比例し、他の半分を其面積に比
例して賦課し、新道路に間口を持たない地帯に於ては、配分
額をその面積に比例して賦課するのである。之を數字を以て
例を示す

上圖の如く、幅員十間、延長百間の道路を新設し、其總工
事費を三十萬圓と仮定する。

此場合に路幅の五倍、即ち兩側各五十間が負擔區劃となる
のである、而して仮りに上圖の右負擔區劃は其の中央を貫流
する溝渠に依つて、同左負擔區劃は之を縦貫する路次を以て
地帯を分割するものと認定され、且その負擔率を第一地帯七
第二地帯三の割合に定められたものとす

負擔總金額(工事費ノ三分ノ一)	100,000圓
第一地帯ノ負擔額(負擔金額ノ七割)	70,000
内、間口負擔額(上記ノ二分ノ一)	35,000
間口一間當(間口延長二〇〇間)	一七五
面積負擔額(二分ノ一)	35,000
一坪當四,〇〇〇坪トス	八 ^圓 七五
第二地帯ノ負擔額(負擔金額ノ三割)	30,000圓

一坪當六,〇〇〇坪トス)

五

故に仮りに第一地帯に新道路に間口三間半、面積百坪の土地を有
する人の負擔額を計算する

$$\text{間口負擔} \quad 175 \text{圓} \times 3.5 = 612.50$$

$$\text{面積負擔} \quad 8.75 \times 100 = 875$$

$$\text{計} \quad 1,487.50 \quad \text{となり}$$

第二地帯に八十坪の土地を持つてゐる人の負擔額は

$$10 \text{圓} \times 20 = 200 \quad \text{となり}$$

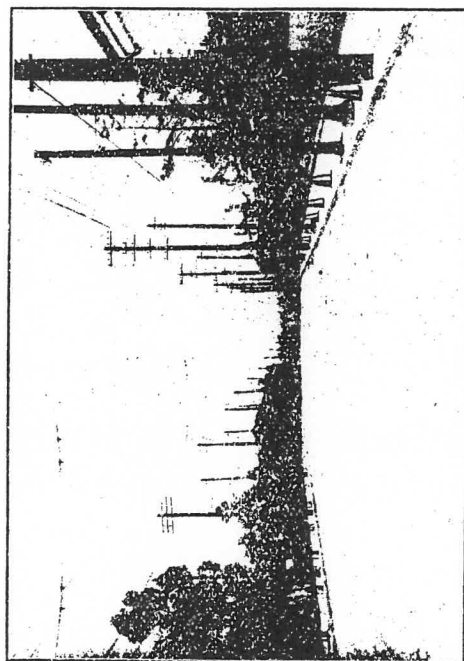
又第一地帯内で新道路に接せざる土地の負擔も之と同様

$$8.75 \times 40 \text{坪} \text{で求め得らるゝのであります。}$$

尙評價委員會の制度に依つて工事竣成後の増價額を評定し
その五分ノ三を以て基本負擔額とする規定があるが、其の基
本額が上述の賦課方法に依る負擔金額に比し大差ないものと
認めらるゝ時は適用を要せざる旨の規定があつて、實際に於
ては其の評價委員が未だ内務大臣から任命されてゐないので
ある、其の他納付義務者とか、重複に因る輕減規定等は路面
舗装のそれと同様であります。

以上は都市計畫法の規定に依る受益者負擔金の賦課方法を
述べたので、此他大阪市に於て行つてゐる補助小道路の新擴
築の場合にも、道路法の規定に依つて同じく受益者負擔を課

してゐるが、其賦課方法は道路舗装の場合の方法とは、同様
であります。



下水道事業が施行されると
き
には工事費の六分ノ一を該排水區域内即ち善源寺排水區とか四貫島とか排水區とか謂ふ土地の面積に比例して受益者
況 狀 の 後 通 開 線 橋 鶴

道路の場合と同じく土地所有者其他に賦課する事になつてゐる。

尙之等の諸負擔金の中には相當多額に上るものがあつて、之を一時に繰出せしむるときは負擔者に苦痛なるものあるを考慮し、事情止むを得ず認めらるゝものには所定の條件を附して一定の期間内に分納を許可さるゝところがあります。

徳川時代に於ても大阪では此の受益者負擔と同様な制度が行はれて居つた。それは町役即ち町々の費用を割付けるに「坪割」に「間口割」に云ふ制度があつたのであります。例へば下水道の渡管の如きは、その町内の坪に割當て、取立てる、之は今日の下水道事業に於ける受益者負擔金賦課の方法と同一である。又町橋に關する費用は町々の間口に割付けて取る、然も橋詰の両町ばかりでなく、その橋を利用する町々へ順々に率を遡へて割掛けて行く。一番その橋を利用する町を標準として負擔率を定め、之を本掛と稱し、之から距たるに従ひ段落と稱して、本掛何割落と課率を低下する、橋の費用を負擔する町々を一括して橋掛町々と名付けた——即ち今日の負擔區劃であります。

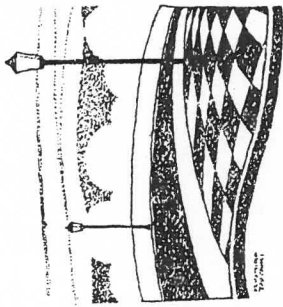
斯様な制度をこつた結果、その橋は即ち自己の屬する町々の營造物であるに云ふ觀念が非常に強くなつて、従つて之を尊重愛護する精神が深く培はれ甚しきに至つては之を尊重するの餘り橋上を荷物を積載した荷車の通行を禁じた爲に橋の

上は荷物を下ろして車をついで渡つたに云ふことさへ傳へられてゐるのであります。

由來受益者負擔制度は相當多額の負擔金が一時に賦課されるために、往々にして一部の反對に遭ふところがあり、吾國に於て現在此制度を採つてゐる都市中でも二三の市では訴訟又は訴願に依つて漸くその解決を見たものもあるのである、然るに我大阪に於ては本制度實施以來未だ如斯紛争を生じたることなく、至極圓滿に運用されて他に比類なき見事な成績を示してゐるのであります、之は前述の如き舊い沿革を有するにも依るのであるが、公共心に厚く、

自治の念に強い大阪市民の誇り

こしてよい一であらうと思ふのであります、一筋の道路の改良はよく一帯の利便を繁榮を招致し、一條の排水路はよく一團の汚濁を不健康を驅逐して其の地位を向上せしめる。此場合に受益者負擔の制度はよく市全体の費用を犠牲として或る一部の者に特別な利益を與ふることを防ぐのである、之を海外の例に見ると、本制度は獨り街路の改良のみならず公園市街電車、高速鐵道、上下水道、街路照明等の設置及維持に實施され而も一定の幅員以下の街路の如きは其の全費用を之に依つて得てゐる有様であります。



禮 巡 業 事 會 社

市立本庄産院の巻

「時には喧嘩さくもする大繁昌振り」

小 林 峰 夫

二 雲空に開門を待つ産婦 二

「恐ろしく薄きたないまた何を見すほらしい建物だ」
北區中崎町に市立本庄産院を訪れたときに誰しもが思ふ第一印象であらう。

來意を告ぐるに合憎く余田院長は不在、代りに植野醫學士に案内されて院内を見せてもらふ。先づ通されたのが診察室硝子越しに見る中庭のさ、やかな噴水も梅も綻ぶ陽を浴びて何もなく和かに水ぬるむの感も深くしつこりさ落ちついた気分になる、聴診器を手にした植野氏がほつくりく語りだしたのは次のやうなところである。

×

「開院したのは大正九年四月、敷地三百坪、建坪百五十坪、收容人員は普通室(無料)卅人、特別室(有料)九人計三十九人でそれに外來診療が一日四十人を限つてありがこれ等の妊婦構婦が約一千二三百人はある、これに對して産院側は院長醫員三人、産婆六人、見習産婆十人、事務員二人藥劑師一人小使、洗濯婦三人をめて二十五人で、開院當初こそ往診に出たりしたところもあるが今では常に満員で外來四十人を制限したためこの頃の寒さに未明から門外にたゞずんで九時の開門を待つ身重の婦人が札の奪ひ合ひに時には喧嘩を起すの一幕を演ずる程の繁昌ぶりである」